

ほうじん北沢

H o u j i n K i t a z a w a

2020年
10・11月号
6・7・8・9合併版
No.352

会長・支部長・青年／女性部会長からのメッセージ

豪徳寺 井伊家の菩提寺であり招き猫発祥の地。区内有数の名刹で、広い境内には国の史跡である彦根藩主井伊家墓所や世田谷区指定有形文化財の仏像や梵鐘などが有る、安政の大獄・桜田門外の変、で知られる幕末の大老井伊直弼の墓もここにある。



皆さん、こんにちは。
今年もあと少しとなって
きましたね。皆さんはこの1年、
有意義に過ごせましたでしょうか。
今年最後の授業となります。
皆さん、ちょっと早いですが
良いお年を!

税金クイズ 教えて! 税金八先生!

第1問 次のうち消費税がかからないものはどれでしょう?

- ① 医者 の 診断書 ② 住民票 の 交付手数料 ③ 水道料金

第2問 消費税の課税取引となるものは?

- ① 居住用のアパートの家賃 ② 火災保険料 ③ ごみ処理券

*答えは目次の下に!

ほうじん北沢

Houjin Kitazawa

2020年
10・11月号
6・7・8・9合併版
No.352

公益社団法人
北沢法人会 広報誌
第352号
令和2年11月1日発行



CONTENTS

連載 教えて!税金八先生 / コンテンツ 1

特集 会長・支部長・青年/女性部会長からのメッセージ 2~4

北沢税務署 伊藤署長 着任挨拶 5

北沢税務署新幹部ご紹介・転任された幹部の方々・北沢税務署長への表敬訪問 6

法人会の「令和3年度税制改正に関する提言」 7・8

支部・部会・委員会活動 9・10

明大前支部 第1回公開税務研修会 千歳台・船橋支部 第1回公開税務研修会
下北沢支部 第1回公開税務研修会
女性部会 「第10回税に関する絵はがきコンクール」「あしなが学生募金」

「新型コロナウイルス関連セミナー」開催 11

連載 No3 ペンギン先生の居眠り法律相談所 弁護士 水口瑛介 12

連載 経理の知識 税理士 吉田光宏 13

連載 大切です!就業規則 第56回 社会保険労務士 大竹謙一 14

国税庁からのお知らせ・日本政策金融公庫からの案内 15

都税事務所からのお知らせ 16

編集後記特別編・訃報 17

北沢法人会館大規模修繕工事 (写真は完成後・工事中の会館)

現在の法人会館は、昭和59(1984)年に元会員の中野元之様が学習塾として建設した建物を、当時の渡瀬会長が平成12(2000)年4月に買い取り、平成22(2010)年に会館内改修工事を行ったが、近年一部で水漏れ等が発生していた為、今後も長く会館を維持管理出来るよう9月1日から約50日間かけて、屋上防水と外壁塗装工事を実施しました。

税金クイズ 問題の答え

① 医者 の 診断書 ② 住民票 の 交付手数料 ③ 水道料金

① 居住用のアパートの家賃 ② 火災保険料 ③ ごみ処理券

① 医者 の 診断書 ② 住民票 の 交付手数料 ③ 水道料金

① 居住用のアパートの家賃 ② 火災保険料 ③ ごみ処理券

特殊な環境下、過酷な環境下でも優れた摺動特性と安定性を発揮する、固体潤滑剤・機能性被膜剤。

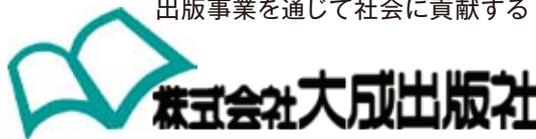


http://www.drilube.co.jp

代表取締役 飯野 光彦

〒155-0032 世田谷区代沢1-26-4
TEL.03-3412-5711 FAX.03-3412-5738

出版事業を通じて社会に貢献する



http://www.taisei-shuppan.co.jp/

取締役会長 松林 久行

〒156-0042 世田谷区羽根木1-7-11
TEL.03-3321-4132 FAX.03-3327-3777

特集

会員の皆様におかれましては、コロナ禍で生活・会社経営に大きな影響を受けご苦労も多いのではないのでしょうか。法人会活動もままならない中で、少しでも会員の方々の絆の役に立てばと考え特集を企画し、会長・青年部会長・女性部会長・各支部長より皆様へのメッセージをいただきました。

コロナ禍に対する会員様への飯野会長からの応援メッセージ



公益社団法人
北沢法人会
会長 飯野 光彦

北沢法人会会員の皆様には平素より法人会活動に多大なご支援を賜り、各事業にご協力いただいておりますこと衷心より感謝申し上げます。また、各事業を実施するにあたり、北沢税務署長はじめ幹部の皆様、関連機関及び関連団体の皆様方には多大なるご尽力を賜り、ここに改めて御礼申し上げます。

我が国は新型コロナウイルス感染症の世界的流行に飲み込まれ業種または地域などによる相違はあるものの感染防止などの社会的要因により、需要が一気に蒸発するなど経済社会活動が機能不全に陥りました。

この予期せぬ災害のために、個人の生活や中小を中心としたあらゆる業種に影響を及ぼしています。特に小売り、飲食や旅行、イベントなどの関連業種など対面でサービスを提供する業種で大きく影響を及ぼしています。このような中、北沢法人会会員の皆様も会社経営に大変ご苦労されていることと思います。

北沢法人会がご案内しております助成金、補助金、融資などの政府支援策やコロナに対応するためのリモートによる勉強会が少しでも皆様のお役に立てればと願っています。感染収束の見通しが不透明な中ではありますが、法人会の皆様がこの苦難を乗り越えられますことを心より祈念申し上げます。 令和2年11月吉日

会長・支部長・女性/青年部会長からのメッセージ



女性部会長
広瀬 節代

中々皆様とお会いする機会が無い中「税に関する絵はがきコンクール」は22校中19校が参加、764枚もの応募がありました。9月23日24日にかけて参加賞の袋詰、10月8日応募の葉書を整理し、27日に選考会を実施し11月20日(金)に梅丘パークホールで表彰式を行うことになりました。コロナ禍の中、沢山の応募ハガキを頂き有難うございました。

「あしなが学生募金」は12月末まで事務局のカウンターに設置してありますので宜しくおねがいします。秋のお花の植え替えは11月16日に行います。

女性部会では有志が集まり、ルールを守りながら地域社会のためにできることは何かを考えながら、少しずつ活動をしています。コロナが落ち着きましたら、また積極的に活動したいと考えております。その時までお体に気をつけて、そしてみなさまとお会いできる日を楽しみにしております。



青年部会長 冨澤 謙二

北沢法人会青年部会各位 皆さま、ご無沙汰しております。青年部会は、今期一度も開催しておりませんがいかがお過ごしですか？

ZOOMなどを利用して部会開催も検討しましたが、青年部会の事業は全て中止のため協議事項もなく、画面越しにただ開催しますと意味がありませんので行っていません。その代わりに、私は皆さんに電話やラインでコンタクトを取り現在の状況などを確認しております。新型コロナによる会社の経営にもダメージがありますが、法人会の仲間を乗り越えられるように色々考えております。2度北沢で研修会、新型コロナに対する準備で講演させていただきました。しかし青年部会の参加が少なく少し寂しく思っております。

新型コロナのおかげで、田島さんと一般社団法人全国施設店舗衛生管理協会を立ち上げました。この法人は新型コロナに対してのガイドライン見直しや消毒や抗体検査の協力など行っております。実は皆さんに参加していただける仕組みで作っております。(※詳細は冨澤まで)現業が厳しいなか、皆さんの武器になるような仕組みに作っております。(利益還元型)部会長として皆さんの影響度合いは全て把握できておりませんが、法人会は会員がいて、会員が参加することに意味があります。部会員どうしが、仕事のコラボレーションをしもっと飛躍できればと考えております。今は集まることができませんが、会えない時間も常に考えております。これからワクチンや薬ができてインフルエンザより感染力が強いウイルスですのでクラスターはあるでしょう。しかし止まっても始まらないのであれば、仕事・法人会・生活の変化をに対応できるように仕組みを作らなければいけません。前を向いて新しいことを取り入れ再スタートしてください。社団法人はそのような方の相談窓口にもなっております。気軽にご相談ください。



下北沢支部長 飛田 千賀子

下北沢支部では、今年度は全くとっていいほど、活動を休止しておりました。特に新入会の方も多い我が支部では、まだ法人会の良さを知らず場が無いまま、コロナ禍になってしまい、支部長として、どうしたら退会防止と会員勧奨ができるのか、試行錯誤しておりました。そんな中、法人会に加入したいとの第一生命様から連絡があり、ご挨拶に伺った所、殆ど使われていない広い会場があるので、是非使って下さいとの有り難い申し出があり、早速、9月にオンライン役員会を開催して、10月8日に「公開税務研修会」を開催する事になりました。

内容も、今、会員さんが一番関心のある、様々な助成金のお話を東京都の産業労働局の菅沼課長にお願いし、又、下北沢支部の会員でもある塩田参議院議員にはGOTOイート、トラベルの講演をして頂いたところ、このコロナ禍の中、こちらが心配するほど、大勢の方にご参加頂き、嬉しいやら心配やらでしたが、参加者の皆様の喜んで下さっている姿を見て、当初は、開催を躊躇しましたが、しっかりとした感染対策をして、勇気を出して開催した事が次に繋がる大きな一歩だったと実感します。これからもコロナと上手に付き合いながら、GOTOトラベルを使った移動研修会、異業種交流会などを計画しています。

コロナ禍の前は、忙しい忙しいとボヤキながら法人会に参加していましたが、活動が自粛される中、今までの法人会の活動がどれだけ有り難いものだったのか、今更ながら、身に染みて実感しております。こんな時だからこそ、法人会に入ったメリットを、今こそ、皆さんにお伝えする時と思い、下北沢支部、これからも役員一丸となって頑張ってお参ります。



代沢・代田支部長 望月 章次

代沢・代田支部は予定されていた四月の支部会員会議と七月の税務研修会を中止して以降、現状として今年度の支部活動は全く行われていません。

日本のコロナの感染者数は減少傾向になってはいますが、冬の第三波が懸念されています。今後の活動についても、組織としてお互いに感染しない感染させない為に、引き続き支部の活動は休止をせざるを得ません。

個々の会員が、仕事や生活において会員の会社を利用するように心がけたらよいと思います。やはり、会員一人々々の事業の存続があの法人会です。地道な努力ですが、こうした暗い時代には個々の前を向く第一歩が地域経済の活性化に何より大事だと思います。

私個人としても、史上最大の経済の落ち込みの冬の時代で事業環境の変化が激しく、適者生存という言葉を感じた年はありません。皆様の御事業の痛みも伴う変化もあったと思います。

ですが、私が農作業で通う伊豆では、春を待たず冬の終わりには河津桜が咲き、古くから花は実りの兆ともいわれています。この冬の時代、会員皆様の御事業の新たな芽吹きとなりますことをお祈り申し上げます。



給田・北烏山支部長 松崎 直彦

～コロナに負けるな!～ 新型コロナウイルスなどと、わけのわからない疫病が流行りだして、すでに10か月を過ぎ、今後もまだまだ先の見えない状況が続いています。

会員の皆様におかれましては、事業活動など大変に厳しい中でお過ごしのことと思います。日常生活においても、常にマスクをつけての行動ですので、息苦しいことこの上ないものです。できるだけ“密”を避けようとするものの思いもままならぬ時もあり、こも自粛生活が続くと精神的にも参ってしまいそうです。

もはやここ最近では「with コロナ」という、このウィルスが撲滅困難である(少なくとも短期的には)ことを前提とした新しい生活様式が提唱されるようになってきました。それに伴って社会のあり方そのものにも変化が生まれ、事業活動においても変革を求められることが考えられます。

いつかこのコロナ禍が収束したとしても、「元の状態に戻る」ということはかなり厳しい状況にあるのではないかという気がします。新たな経営の手法や事業の展開などについて、将来を見据えた検討をしてゆくことが求められるのかもしれない。

どうか皆さんコロナなんかには負けないで、頑張れ!



千歳台・船橋支部長 目黒 啓三

千歳台・船橋支部の皆様、ご無沙汰しております。季節の変わり目で、気温差も日によって大きく異なり体調管理が難しい季節です。大変な時期でもありますので、カゼなどひかぬようお体ご自愛くださる様お願い申し上げます。

3月末から世界的にコロナが広がり、国内でも4月に緊急事態宣言が出され2か月間それぞれが大変な思いをなされた事だろうと思います。その後、コロナウィルスの重症化も少し落ち着いたと思いますが、まだまだ当然ながら気を抜くことは出来ません。とはいえ一方では、経済の落ち込みは酷く真面に影響を受けた職種の方はさぞかし大変だと思います。少しでも力になれるようにと考えます。

緊急事態宣言が解かれ、3密回避は当然で会議等リモートで行われるようになり貴重な体験をしていますが、メリットの多いリモートは更に今後増えるのでしょうか。ですが、それぞれのお顔を見ながら、体温を感じながら行う会議等も大事だと思いますので、徐々にですが、3密を回避したうえで会議も行っていきたく思います。その際は、是非お顔を見せにいらしてくださいませ。withコロナといわれるように、もう暫くはコロナと向き合っていかなければなりません。一人一人がしっかりと感染症対策に徹して経済活動・法人会活動と頑張ってお参りしましょう。宜しくお祈り致します。

桜上水支部長 増川 征一郎



桜上水支部の支部長 増川です。日頃は、法人会活動にご協力いただきまして大変ありがとうございます。

2020年東京オリンピック開催の年で活気にあふれた1年になると期待してスタートいたしました。ところが、皆様

ご承知のとおり新型コロナ感染拡大によって一変いたしました。

新型コロナに対する情報は、錯綜してどう対応していいかわらず非常事態宣言に合わせて会社を休業いたしました。各種イベントは中止となり、法人会の関係の事業もほとんどが中止となりました。アツという間に上期が終わってしまったように思います。

新型コロナについても、きちんとした感染対策をとれば、極端に恐れることはないのかなと思います。会社もそうですが自分のところが感染源とならぬよう注意しながら、遅くはなりませんが今後皆様に少しでもお役に立てるような事業を徐々に進めていきたいと思っております。ご協力よろしくお祈り申し上げます。私事が多かったですが、皆様のご健康とご企業のご繁栄を心よりお祈り申し上げます。

経堂支部長 西原 弘



2020年は予期せぬ外部環境の変化(コロナ禍)に翻弄され、会員の皆様におかれては事業の継続・存続にひとかたならぬご苦労をされているところと存じます。

経堂支部においては、3月末に予定していた前年度最終の会員会議の中止、今年度上半期に予定していた会員会議・税務研修会など対面・集合形式の活動は感染拡大防止の観点から見送り、例年7月に参加の「経堂まつり」も中止となり、実質的に活動を行うことができませんでした。

今後もウィズコロナ状況は続くものと想定されますが、制約がある中で、少しでも会員の皆様にとって有効・有益な活動が展開できるよう努めたいと考えています。「北沢法人会における今後の会議等の開催の為のガイドライン」が示されましたので、これに基づく感染防止対策に留意しつつ、オンラインの併用も想定して、会員会議・税務研修等の実施に向けて準備を進め、まず年内に1度は開催できるようご案内できればと考えております。

梅丘支部長 佐藤 寛



～コロナ撃沈～ 今年、2月ごろから世界的に新型コロナウイルスが流行しています。どうせ流行するなら若返りのウイルスが流行してくれれば皆さん100歳まで生けるのでしょうか。

マスクを着けて出かけても私はすぐに見つけられ声をかけられます。支部会もなく、各部会もなく、交流のない寂しい今日この頃です。会議はリモート、飲み会もリモート早くコロナが治まってくれることを願っています。仕事に影響を受けている会社も多くあると思います。それぞれに大変さはあると思いますが、先日TVで池上彰さんの話の中で『人はジャンプする時、しゃがんで踏ん張るでしょ、そして高くジャンプするんです。今がその時なんです。』と聞きなると感心しておりました。一緒にその時まで踏ん張って、しゃがんで、待機していきましょう。

ところでセクハラといわれるかもしれませんが、最近マスクしたマスク美人の多いことと思いませんか?コロナ対策で眼だけしか見えませんのでアイメイクが進歩したのかなーなんてふと思いました。コロナも終息に向かっていきます。もう少し皆様と一緒に頑張りたいと思っております。

でも、時々、偶然、バッタリ 何処かでお会い出来るかもしれませんね。

南烏山・粕谷支部長 大倉 博行



南烏山・粕谷支部の令和2年度法人会活動は、年度開始の移動役員会が急遽コロナウイルスの影響を受け中止となり、以後法人会活動は出来ない状態です。

このコロナ禍の中に在って人と人の交流が急に出来なく、家の中にこもりがちな状況に置かれ、何かと孤独感・不安感を覚える中、北沢法人会の会員は、事務局よりの確かな情報が得られ、又会員同士は個々の繋がりを持つ事が出来、何かと交流を深めております。こういった小さな出会いを重ねていける事も、法人会の大きな利点だと思っております。

10月7日消毒と3密のコロナ対応を行った上で、区民センターの会議室で、会員会議を行いました。何か今後の活動をと考えておりますが、やはりコロナ対応を十分に行った上、税務研修会を中心に行なっていきたいと思っております。何か良いアイデアを出し合って交流をはかって参りたいと思っております。

明大前支部長 坂本 哲



～『明るく元気に頑張ろう!!』～ はじめに、この度の新型コロナウイルスの影響により、ご事業等に多大な損害を受けられた方々に心よりお見舞い申し上げます。

これまで支部活動をはじめ殆どの事業活動が中止となってしまいました。この状況下で何か出来ることは無いかを、支部の役員と相談した結果、第一回目の公開税務研修会をオンラインセミナーとして7月に開催しました。初めての経験でしたが結果は、大変良いセミナーになったと思われました。今後は、オンラインセミナー・オンラインミーティング・オンライン飲み会等を積極的に開催し、会員の皆様との交流の機会として行く予定です。このオンライン事業によって会員の方々の事業紹介や情報交換を通じ、ご事業にプラスになるようにしたいと思っております。

これまであまり参加されていない会員の方にも是非とも参加して頂きますよう宜しくお願い致します。最後にみんなで力を合わせてコロナに負けないで明るく元気に頑張ってください!



北沢税務署 伊藤署長 着任挨拶

晩秋の候、公益社団法人北沢法人会の役員並びに会員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

飯野会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、日頃から税務行政に対しまして深いご理解と多大なるご協力を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

また、貴会におかれましては、「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する」という理念の下、「北澤八幡神社例大祭」への出店をはじめ、せたがや産業フェスタにおける「クリーンウォーク」、著名人による講演会、税に関する研修会、女性部会を中心とした「税に関する絵はがきコンクール」、青年部会の「SKT連絡会」、税に関する研修会の開催など、社会貢献活動や税の啓発活動を積極的に展開され、地域社会の発展や税知識の普及・納税意識の高揚に大きく貢献されております。その皆様方の並々ならぬご熱意とご尽力に対しまして、深く敬意と感謝の意を表する次第でございます。

本年は、コロナ禍のため、「北澤八幡神社例大祭」が中止されるなど、例年のような事業活動ができない状況と伺っており、心中お察しいたします。1日でも早く感染症が収束し、本来の事業活動が再開できますよう、切にお祈り申し上げます。

私ども北沢税務署におきましては、7月の定期人事異動により新メンバーによる体制となり、私も7月10日付で北沢税務署長を拝命いたしました。この新体制の下、皆様方と従来にも増して十分な意思の疎通を図りながら、納税者から信頼される税務行政を推進してまいりたいと存じますので、引き続き、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、納税者サービス

の充実に努めるとともに、適正な申告を行った納税者が不公平感を抱かないよう、適正・公平な課税・徴収を行うことが重要であると考えております。

一方、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済活動の国際化やICT化が進展し、経済取引が複雑化するなど、大きく変化しており、一層厳しさが増しております。また、今年は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、「新しい生活様式」の定着が求められています。

こうした環境変化の中、国税庁の使命を十分に果たしていくためには、先般、国税庁において公表された「税務行政の将来像」に掲げる、e-Taxの一層の普及等に向けた取組による申告・納付手続のデジタル化・ペーパーレス化の推進、センター化による内部事務の更なる効率化、データ中心の事務処理等に移行することを前提とした国税情報システムの高度化等に真摯に取り組むことにより、納税者の皆様の利便性向上や課税・徴収事務の効率化・高度化を図るとともに、納税者の皆様からの税務行政に対する理解と信頼を得ていくことが何よりも重要であります。

このため、私どもといたしましては、適正な申告納税の推進と納税意識の向上に向けた取組にも力を注ぎつつ、「添付書類も含めたe-Taxの普及」、「税番号制度の一層の普及・定着」、「消費税軽減税率制度の定着・インボイス制度の円滑な導入に向けた対応」及び「租税教育の充実」等の重要課題に取り組んでいくこととしておりますので、皆様方には、今後もより一層のお力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人北沢法人会の益々のご発展、並びに会員の皆様方のご健勝と事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。

北沢税務署長 伊藤 達也

ACE エースの作業用手袋

機械☆建設☆配線☆防災☆アウトドア

小野商事株式会社

代表取締役 **小野 俊英**

〒156-0043 世田谷区松原1-38-6
TEL.03-3322-5111(代) FAX.03-3324-0005

ねじでお困りの方はご相談下さい。

ネジの総合商社

株式会社セガワ

k-segawa.jp

代表取締役社長 **渡瀬 文史**

〒155-0032 世田谷区代沢3-18-13
TEL.03-3413-0560 FAX.03-3413-2429

■北沢税務署新幹部ご紹介

①出身地 ②趣味 ③抱負・モットー

署長



伊藤 達也
 ①福島県
 ②ゴルフ、テレビ観賞
 ③苦しみの中から喜びが生まれる

副署長(法担)



加藤 卓哉
 ①愛知県
 ②ゴルフ、ツーリング
 ③基本に忠実

副署長(総担)



橋本 雄太
 ①北海道②土地勘を養うために散歩を始めたいと思います。
 ③思い立ったが吉日

特別国税調査官(法人)



峯島 義定
 ①千葉県
 ②読書
 ③一期一会

総務課長



雨宮 純
 ①千葉県
 ②散歩・映画鑑賞
 ③1年間よろしくお願ひします

法人1部門統括官



井波 正春
 ①富山県
 ②ガーデニング
 ③ピンチはチャンス

法人2部門統括官



中村 美夏
 ①佐賀県
 ②ヨガ
 ③1年間どうぞよろしくお願ひいたします

法人3部門統括官



稲垣 賢司
 ①東京都②スポーツ観戦、御朱印集め③七転八起、今年1年間宜しくお願ひ致します

法人4部門統括官



神保 榮二
 ①神奈川県
 ②ウォーキング
 ③健康第一

法人5部門統括官



佐藤 京二
 ①栃木県
 ②読書・骨董品収集
 ③一期一会、1年間よろしくお願ひします

審理担当上席



池田 研司
 ①愛媛県
 ②寺社巡り
 ③引き続き、よろしくお願ひいたします

審理担当官



岩城 美紀
 ①群馬県
 ②フィットネスジム通い
 ③1年間よろしくお願ひします

■転任された幹部の方々(主として法人課税関係)

前職名	氏名	転出先
署長	佐野 崇之	東京国税局 課税第一部 資料調査第一課 課長
副署長(総担)	西泉 敬介	高松国税局 課税部 酒類業調整官
特別国税調査官(法人)	砂田 勝美	荻窪税務署 特別国税調査官(法人)
総務課長	浅見 友紀子	麻布税務署 特別国税徴収官
法人課税第1部門 統括国税調査官	工藤 康治	江東西税務署 法人課税第1部門 統括国税調査官
法人課税第4部門 統括国税調査官	貝原 直樹	渋谷税務署 法人課税第10部門 統括国税調査官
法人課税第5部門 統括国税調査官	池田 匡	退職
法人課税第1部門 国税調査官(審理担当)	田中 健太郎	市川税務署 法人課税第1部門 国税調査官(審理担当)

【北沢税務署長への表敬訪問】

今年も7月10日付北沢税務署の人事異動に伴い佐野署長の後任として伊藤達也(いとう たつや)署長が着任されました。北沢法人会では正副会長、青年部、女性部の3グループに分かれ7月28日(火)と29日(水)に表敬訪問しました。

伊藤署長のご出身は福島県で今回は喜多方税務署からの異動。若い時は趣味のゴルフでコンペにも数多く参加していたとのことでした。話題は収束が見通せない新型コロナウイルスと各種事業についての今後の見通し等が議論され、また法人会の新しい試みとして理事会をオンライン(ZOOM)で開催したこと等が報告されました。

こうした機会での意見交換等により共通理解が生まれ、厳しい環境下でも署の協力をいただきながら法人会の事業も活発化出来ること確信しました。(事務局 廣住 純)



正副会長 7月29日(水)



青年部会 7月28日(火)



女性部会 7月28日(火)

コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、 中小企業に実効性ある支援と税制措置を!

法人会の「令和3年度税制改正に関する提言」が、9月24日の公益財団法人全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「中小企業が事業継続するための税制措置」「地方のあり方」「震災復興等」「その他」からなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

○新型コロナウイルスの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要があり、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。

○新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和を、スピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要があるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮し、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく使途をチェックする必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。

○社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

○年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、

「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

○新型コロナウイルス対策についても、政治の対応が迷走、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかとなった。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制と国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制を求める。

II 中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関係

○中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅し、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、それが直ちに本則化することが困難な場合は、令和3年3月末日となっている適用期限を延長する。

○租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、制度を拡充したうえで本則化するべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。

○新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置については、新型コロナウイルスの収束時期が不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

2. 消費税関係

○昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

○消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

○令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応を求める。

3. 事業承継税制関係

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保等に大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

○事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減、あるいは免除する本格的な事業承継税制の創設を求める。

○相続税、贈与税の納税猶予制度は、猶予制度ではなく免除制度に改める。新型コロナの影響などを考慮すると、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するた

めには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、これから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念されるため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

4. 相続税・贈与税関係

○相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、基礎控除を引き上げ、相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げるべきである。

5. 地方税関係

○固定資産税については、令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合わせて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

III 地方のあり方

○今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

IV 震災復興等

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～令和2年度)」も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<https://www.zenkuhojinkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —

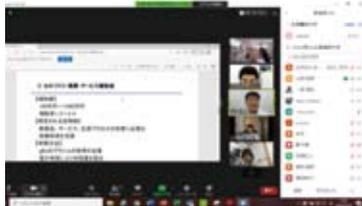
明大前支部

第1回公開税務研修会

講師:税理士
山田稔幸 様

7月28日(火) / 参加者12名 / 場所:オンライン

明大前支部では、令和2年7月28日(火)に、第1回の公開税務研修会を開催しました。第1回の公開税務研修会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、普段の場所を借りての対面集合形式での実施することは難しい



状況なので、Zoomを使用してオンラインでの研修会を開催しました。講師は私税理士の山田が担当し、『コロナ対策融資・補助金による資金調達』～会社で利用できる制度を整理しよう～というテーマでお話をしました。

最終的には研修会は、12名の方に参加頂きました。普段より参加者は少なかったですが、オンラインで実施したことにより、明大前から事務所移転されて遠方となった会員の方の参加もあり、オンラインでの開催による利点もあるかと思えます。

税務研修の内容としては、1. 持続化給付金 2. 家賃支援給付金 3. IT導入補助金 4. 小規模事業持続化補助金 5.ものづくり・商業・サービス補助金 6.経営資源引継補助金

7.国税及び地方税等の納税猶予、納付期限の延長 8.厚生年金保険料等の猶予制度の特例 9.融資制度による資金繰支援一覧の制度についてご説明させて頂きました。

今回は、初めてオンラインでの研修会の開催ということで、明大前支部では、事前にZoomを使用して、オンラインでの打ち合わせ(実は、オンライン飲み会)を一度開催して準備をしました。北沢法人会事務局では、Zoomの有料プランの申込みしてありますので、他の支部もオンラインでの研修会を企画されてはいかがでしょうか？

普段であれば、税務研修会後に懇親会を行うのですが、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を見送りました。ただ、有志の方で、オンラインでの飲み会が実施されたようです。最後に、Zoomの設定、当日のフォローをして頂いた事務局の廣住様に感謝いたします。

(明大前支部 副支部長 山田稔幸)

千歳台・
船橋支部

第1回公開税務研修会

講師:世田谷信用金庫 船橋支店
訪問相談課 課長代理
茂木 秀行 様

7月17日(金) / 参加者15名 / 場所:世田谷信用金庫船橋支店 会議室

～ようやくできた公開支部税務研修会～

7月17日金曜日夕方6時から世田谷信用金庫船橋支店の会議室を、お借りして中小企業向け『世田谷区新型コロナウイルス感染症対策緊急融資あっせんのご案内』これについては船橋支店の担当者に講師を依頼、実際に即して話していただきました。又ご相談いただければ書類等ほとんどを担当者がお手伝いいただけるとの事でした。税務署の池田上席からは『コロナ関連で納税が難しい場合の延納や様々な対応』について印刷物をいただいてありましたので、当日はこれを読み上げて、お伝えさせていただきました。事務所を借りて仕事をしている場合等、世の中が動いていない状態の中では納税も難しい人も居るはずと国も配慮されている様です。千歳台・船橋支部では毎年5月に公開税務研修会を50人から60人で開催していましたので、何時になったら研修会が出来るようになるのかと悩んでいました。5月になって東京都のコロナ感染者数が10人、5人、11人、3人、2人等と落ち着いてきましたので世田谷信用金庫に相談してみました。新しい会議室は46

人位が利用できる広さですが今回は最多でも15人(講師含む)で計画、時間も約1時間で更にお弁当は持ち帰り、ということで了解していただきました。講師も快く承していただき皆さんにお知らせを出すことができました。当日はエレベーターも大勢にならないようエレベーター係りを作り、2～3人以上は乗らないようお願いし、マスクは当然ですが、検温、手の消毒、講師の前にはパーティションも用意、普段は机は4列ですが、3列にして間隔を空けました。椅子も離して記名式にしました。会員11名一般参加1名、講師関係は3人ですが、1人は準備が終わると室外へ室内は丁度15名でした。お弁当は持ち帰りでしたが、終了後の片付けも、支部長先導で机や椅子の消毒もすばやく、帰りのエレベーターも密にならないよう気を付けていました。コロナの感染力が強いことからある種の緊張感はありつつも、久しぶりに皆元気で良かったと言う安堵感を味わいつつ全員に近況を話していただき、大人対応の貴重な研修の1時間でした。(相談役 山崎富美子 千歳台・船橋支部)

下北沢支部

第1回公開税務研修会

講師:東京都 産業労働局 商工部
経営支援課 事業推進担当課
菅沼聡人 様

10月8日(木) / 参加者50名 / 場所:第一生命保険株式会社 下北沢分館 4F 会議室

令和2年10月8日(木) 19時～第一生命保険株式会社 下北沢分館 4F 会議室にて第一回公開税務研修会を行いました。コロナ禍のこのような状況の中、一般参加者を含む50名程の参加がありました。

テーマは当初「東京都の新型コロナに対する給付金・助成金等について」を菅沼聡人先生(東京都 産業労働局 商工部 経営支援課 事業推進担当課長)にお話をさせていただきだけの予定でしたが、急遽「Go To キャンペーン」について参議

院議員 塩田ひろあき先生にお時間をいただいで追加公演をしていただきました。

受付で検温・消毒を行ない、マウスガードを配布しソーシャルディスタンスに配慮した会場にて研修会を行いました。

第一部では「新型コロナウイルス感染症



緊急経済対策による税制改正ガイド」の説明のみならず「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援事業」の具体的な申込方法や東京都中小企業振興公社による支援事業や相談窓口の紹介なども行いました。

第二部では4つのGo To キャンペーンの具体的な説明をしていただき経済活動を再開するきっかけをもらいました。

参加者全員にお弁当とお茶を配布し解散となりました。本来であれば会員同士の交流も予定しておりましたが新型コロナウイルス

感染症予防の観点からお弁当をお土産にし懇談会は中止にしました。

下北沢支部では今後もコロナウイルスと付き合いながら支部活動も盛り上げたいと思っています。

(下北沢支部 副支部長 長沼洋一郎)

女性部会

「第10回税に関する絵はがきコンクール」応募総数764枚!

6月に北沢税務署管轄の小学校22校へ応募用紙を一斉発送し、このコロナ禍にもかかわらず19校764枚もの応募がありました。応募総数は年々増え、平成29年度からは700枚を超えています。

女性部会では4,500枚超の応募用紙、租税教育冊子などの発送作業を行い、集まってきた絵はがきは、全作品を見て選考できるよう1枚1枚模造紙に貼り付け、それを法人会館3F会議室に貼り出しました。今年は密をさけるため、「事前選考」と「最終選考会」の2段階で選考します。

入賞者には賞状・副賞を、応募された小学生全員には、けんたくんグッズなどの文具詰め合わせを参加賞として送ります。今年はどういう作品が最優秀作品となるのか、とても楽しみです。



「あしなが学生募金」募金協力をお願い

例年「あしなが学生募金」のご協力を呼びかけながら、地域の清掃活動を行う「あしながPウォーク」を行ってきましたが、残念ながら今年中止となりました。「あしなが学生募金」の募金箱を、令和2年12月末まで事務局のカウンターに設置します。事務局へお越しの際は、ご協力をよろしくお願いいたします。



「新型コロナウイルス関連セミナー」開催

法人会初!オンライン事業

・8月25日(火)／参加者41名(内ZOOM出席者36名) ・9月2日(水)／参加者33名(内ZOOM出席者28名)

新型コロナウイルス感染拡大の収束が見えない中、北沢法人会では「税について」だけでなく「地域企業の発展について」、「地域社会への貢献について」を実践していく為、各種制度融資、助成金、補助金申請等について最新の情報を、広報誌では対応出来ない即時性を活かしたホームページやメルマガでご案内させていただいております。

今回は地域社会への貢献として、当会の会員企業様が設立した「一般社団法人全国施設店舗衛生管理協会」理事長の田島太郎氏(株式会社ハステック)、また理事を務め法人会では青年部会長の冨澤謙二氏(株式会社栄和サービス)が中心になり、8月末から9月末にかけて2つのテーマでセミナーを開催しました。

ひとつは北沢法人会としては初の試みとなるオンラインセミナーで、「新型コロナウイルス予防と対策～陽性者発生時の

準備と心構えは万全ですか?～」をテーマに8月25日(火)と9月2日(水)に開催し、それぞれ41名(内ZOOM出席者36名)、33名(内ZOOM出席者28名)と盛況でした。当セミナーの活動は数社のテレビ局の報道番組でも取り上げられており、北沢法人会のHPでもセミナーダイジェスト版を掲載すべく鋭意準備中です。

もうひとつは、オフライン形式で「補助金を活用した新型コロナウイルス対策セミナー&相談会」で9月28日(月)と30日(水)に法人会館で開催されました。案内の時間が短かった為、それぞれ2名と3名の方々にご参加いただきました。

法人会では今後も時代に即し且つ皆様に役立つ各種セミナー、勉強会、相談会等、情報をタイムリーに発信して参りますので、これからも引き続きよろしくお願いたします。

(事務局 廣住 純)



北沢法人会初の
オンラインセミナー



セミナー&相談会

愉快的な生活の創造と果敢な挑戦

リネンサプライ クリーニング

利 株式会社玉川繊維工業所

本社:〒156-8510 東京都世田谷区松原3-40-7
パインフィールドビル6階
TEL:03-3327-1111 FAX:03-3327-0016

明日への新情報通信システムを構築する。
情報通信・光ファイバー・CATV・設計施工・保守

三東電気工事株式会社

代表取締役 寺腰 忠嘉

〒156-0044 世田谷区赤堤3-24-12
TEL.03-3325-5630(代) FAX.03-3325-5686

2020.11.01.2450

ペンギン先生は、下北沢で開業している弁護士ですが、いつも寝てばかりいます…。
そんな居眠りペンギン先生に、今日はこんな相談がきました。



No.
3

ペンギン先生の居眠り法律相談所

弁護士
水口 瑛介

「逮捕されたらお先真っ暗？」の巻

お寿司屋さんにて

寿司屋の大將:先生!ずいぶんと脂が乗っているでしょう、この寒ブリ!

ペンギン先生:むむっ…これは美味しいですね…

大將:この前相談に乗ってもらったお礼ですからね、どんどん握りますよ~!

佐々木課長:…もしかして…弁護士先生ですか?

ペ:モグモグ…え、ええ、そうなんです。

大將:先生、こちらご常連の佐々木さんです。建設会社で課長をされてる方なんです。

課長:どもども、佐々木と申します。

実は今心配なことがあって…初めてお目にかかるのにいきなり相談して申し訳ないんですけど、ちょっと聞いてもらえませんか…?

ペ:ええ、いいですよ。

課長:実は、昨日、釣り仲間が逮捕されてしまいました…。一緒に飲みに行って、二軒目の居酒屋に入ったんです。あいつはマスクを外していたんですけど、店員さんにマスクをつけるように言われたんですね。そこで、「どうせ中で外すんだからいいじゃないか。」と言ったところ、店員さんから「マスクを着用していない方は入店できない決まりなので、つけていただけませんか。」と言われて、言い争いになってしまったんです。その言い争いから揉み合いに発展してしまって、そのうちにあいつが店員さんを突き飛ばしてしまったんですよ。店員さんは転んだ拍子に頭を椅子にぶつけて血が出てしまって、それで怖くなって慌てて逃げようとしたんですけど、あいつ、かなり酔っぱらっていたから足がもつれてひっくり返っているうちに、警察がきてそのまま逮捕されてしまったんです…。

ペ:そうですね…。

課長:前にドラマで見ましたが、日本って有罪率が99パーセントなんですよね??やっぱり前科がついてしまうんですかね…あいつ来月に結婚をする予定で、昇進も決まっていたのに…全てパーになっちゃいますよね…釣りバカなのは玉にキズですけど、根は本当にいい奴なんです…。

ペ:まだ分かりませんよ。確かに日本の有罪率は99パーセントを超えていますが、それは起訴された場合の話なんです。被害者と示談が成立すれば、不起訴になる可能性だって十分あると思いますよ。

課長:…そうなんですか、それは少し安心しました。ちなみに保釈金を支払ったら、数日で解放してもらえるのでしょうか。

ペ:いや、日本では起訴後でないと「保釈」という制度はないんです。

課長:え?そうなんですか?いつになったら出てこられるんだろう…

ペ:準抗告という手続きがあって、釈放される可能性がありますね。また、今回初犯で余罪もなく、被害者との示談がまとまったりすれば、10日の勾留期間で不起訴処分になる可能性もあると思いますよ。ただ、示談がまとまらなかったり、捜査が長引いたりした場合には、さらに10日間、勾留が延長されてしまう可能性もありますね。

課長:えー!そうなんですか?結局最大で何日間、勾留されるんですか?

ペ:最大で23日間ですね。今回の件では考えにくいですが、起訴されると裁判が行われるまで勾留される可能性もあります。

課長:それは…会社から解雇されちゃいますね…。万一起訴されたとしても、保釈金を支払ったら釈放されますよね??ゴーンさんみたいな大物じゃないですし、保釈金は高くないですよ?30万円くらいですかね?

ペ:ゴーンさんみたいに何億円という話にはならないですけど、100万から300万円くらいにはなると思いますよ。保釈金は身代わりみたいなものですから、決して安くはないんです。

課長:そんなに高いんですか?あいつ100万円なんて持ってないだろうなあ…

ペ:その場合には、保釈金を一時的に貸してくれる機関がありますから、そこを利用すればいいと思いますよ。同僚の方には国選弁護士がついていると思いますから、詳しくはその人に聞いてみてください。

課長:貸してくれるところがあるのですね、全然知りませんでした。

大將:しかし、どうして突き飛ばしたくらいで逮捕されてしまうんですかね??この前、偉い人が車で人をはねたのに逮捕されなかったというニュースを見ましたが、やっぱり警察に顔が効くと重大な犯罪をしても逮捕されないで済むものなんですかね。偉い人は罰を受けなくて済むのに、そうでない人は罰を受けなくてはならないなんて、不公平じゃないですか?

ペ:それはちょっと違いますね。ブリとハマチくらい、いや、ヒラメとハマチくらい違います。そもそも逮捕というのは罰じゃないんですよ。起訴するか否かなどを判断する前提として、証拠隠滅や逃亡を防止するために行うものなんです。

今回は同僚の方が慌てて逃げようとしたということですから、逃亡のおそれがあると判断されてしまったのかもしれないですね。

課長:逃げようしない方が良かったんですね…。何か私にできることってあるのでしょうか?

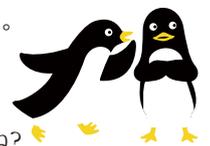
ペ:警察署の中で不安でしょうから、面会に行ってはいかがでしょうか。

課長:一般人でも面会できるのですね。カツ丼にも飽きてきた頃でしょうし、何か美味しいものでも差し入れてあげようかと思えます。

ペ:残念ながら飲食物は差し入れできないんですよ。あとカツ丼は出ないです…。生活雑貨を買うお金か、時間をつぶすための本を差し入れてあげるのが良いと思いますよ。

課長:そうなんです、では釣り雑誌でも差し入れてあげようかと思えます。あー、なんかカツ丼食べなくなっちゃったな。大將、カツ丼なんてないよね?

大將:…あるよ!



執筆者紹介

湊 総合法律事務所
弁護士 水口 瑛介



〒100-0006 東京都千代田区有楽町1丁目7-1
有楽町電気ビルディング北館12階1213区

TEL. 03-3216-8021 TEL. 03-3216-8022

HP: <http://www.minatolaw.com>

Mail: mizuguchi@minatolaw.com

次回は当会明大前支部所属の山崎由紀子弁護士(妻)が担当します。

持続化給付金

新型コロナウイルスの感染症拡大によって大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続や、経営の立て直しのために給付金が給付されます。

資本金10億円以上の企業を除く、中小法人等を対象とし医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります(個人事業者等も対象となりますが、ここでは省略します。)

申請は持続化給付金ホームページから行います。申請の期限は2021年1月15日です。申請内容に不備等が無ければ、通常2週間程度で銀行口座に振り込まれます。対象者と給付額、申請に必要な証拠書類は下記のとおりです。

(1) 対象者となる中小法人等

①2020年4月1日時点において、次のいずれかを満たすこと

・資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。

・資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

②2019年以前から事業により事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思があること

③2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること

(2) 給付額

給付額(上限200万円) = A - B × 12

A: 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入

B: 対象月(注)の月間事業収入

(注) 対象月: 月間事業収入が、前年同月比

50%以下となる月で任意で選択した月を「対象月」と呼びます。対象月は、2020年1月から12月までの間で、事業者が選択した月とします。

(3) 申請に必要な証拠書類

① 確定申告書類

確定申告書別表一の控え※1

法人事業概況説明書の控え

※1 収受日付印が押印されている必要があります。電子申告の場合は受信通知(メール詳細)が必要です。

② 対象月の売上台帳等

経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳等※2

※2 対象となる【対象月】の記載があること

対象月の【事業収入】の【合計】の記載があること

事業収入額が0円の場合は、【対象月】の事業収入額が【0円】であることを記載すること

③ 通帳の写し

通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目

なお、収入に季節性がある場合、法人成りをした場合、2019年に創業した場合、2020年に創業した場合などには、給付金額や証拠書類等についての特例があります。

申請にあたっては、事業収入がいくらかということが最も重要です。事業収入について判断を要する論点のうちよくあるものを下記にまとめました。

・雑収入などの営業外収益は事業収入から除かれます。

・直前の事業年度において期中現金主義によっている場合には、当事業年度の対象月も期中現金主義による金額で比較する必要があります。

・直前の事業年度において税込経理を採用している場合には、当事業年度の対象月も税込経理の金額で比較をする必要があります。

・前年同月の事業収入の証拠書類として法人事業概況説明書を提出しますが、その裏面の記載内容に不備があるときは、税理士に追加資料を作成してもらう必要があります。

申請にあたっては、必要書類の入手などに時間がかかるかもしれませんし、パソコンなどの操作に慣れていないと電子申請に時間がかかることも考えられます。申請を検討している方は、申請期限まで余裕をもって準備を進めた方がよいと思います。

これらの手続きでわからないことがある場合には、持続化給付金コールセンターに電話やLINEで質問をすることができます。また、電子申請を行うことが困難な方のために申請サポート会場(事前予約制)が設置されています。

最後に、持続化給付金を装った詐欺にはくれぐれもご注意ください。

■東京税理士会・北沢支部の紹介

私たち税理士会は、税務の専門家として納税者の皆様の少しでもお役に立てよう日々邁進しております。何か税務の事でお困りの際は、東京税理士会北沢支部までお気軽にご相談下さい。

東京税理士会・北沢支部

〒156-0043 世田谷区松原6-1-10 アイリンマンション3階

電話 03-3322-7894 FAX 03-3323-3571

メール kitazawa-shibu@zeirishi-kitazawa.org

■執筆者の紹介

・税理士：吉田光宏

・事務所所在地：

世田谷区羽根木2-40-3-504

■電話：03(3325)2919

雇用保険法改正

今回は、新型コロナウイルス特例としての受給日数の延長とコロナ特例以外の2点の改正が給付関連でありました雇用保険について、説明していきます。

1. コロナ特例 ①受給日数の特例

●施行日:令和2年6月12日

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律」に基づき、雇用保険の基本手当(いわゆる失業手当)の給付日数の延長に関する特例が設けられ、コロナの影響による求職活動の長期化等に対応するために、雇用保険の基本手当の受給者について、給付日数を60日(一部30日)延長できるようになりました。

令和2年6月12日以後に基本手当の所定給付日数を受け終わる方が対象で、令和2年5月26日の緊急事態宣言全国解除後に離職した方については、コロナの影響により倒産・解雇等の理由で離職をした特定受給資格者及び雇止めにより離職を余儀なくされた特定理由離職者に該当する方が対象になります。

もちろん、通常の基本手当の受給要件と同様に、特例延長給付は、積極的に求職活動を行っている方が対象となります。

詳細については、厚生労働省リーフレット「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応した給付日数の延長に関する特例について」でご確認ください。

2. コロナ特例以外 ①「被保険者期間」の算定方法の改正

●施行日:令和2年8月1日

失業給付の支給を受けるためには、離職をした日以前の2年間に「被保険者期間」が通算して12か月以上(特定受給資格者または特定理由離職者は、離職の日以前の1年間に「被保険者期間」が通算して6か月以上)あることが必要です。

今までは、離職日から1か月ごとに区切っていた期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月を1か月と計算してきましたが、令和2年8月1日以降に離職した場合は、従来の賃金支払の基礎となる日数が11日以上に加え、離職日から1か月ごとに区切っていた期間に、賃金支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある月も1か月として計算できるようになりました。

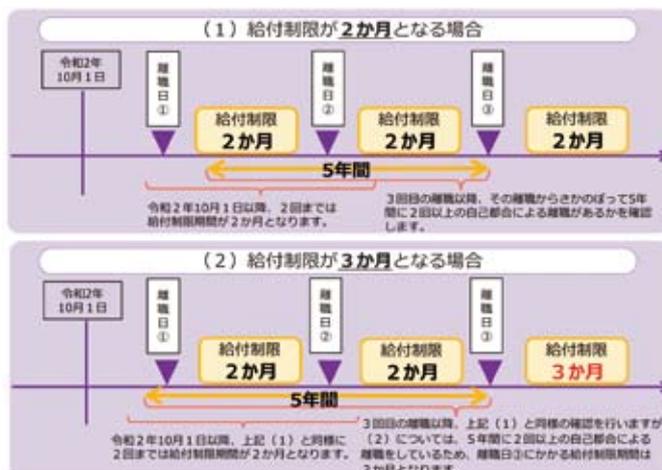
考えられるケースとしては、変形労働時間制を採用していて1日の労働時間が10時間シフトで週2勤務のアルバイトなどが今回の新たな対象になることとなります。

実際に離職票を作成する際には、賃金支払基礎日数が10日以下の期間については、当該期間における賃金支払の基礎となった労働時間数を「備考欄」に記載することで足ります。

②「給付制限期間」の短縮

●施行日:令和2年10月1日

今までは、自己都合で離職した場合、基本手当の支給は原則3か月の支給制限が掛けられていましたが、令和2年10月1日以降に離職した方は、正当な理由がない自己都合により退職した場合であっても、5年間のうち2回までは給付制限期間が2か月に短縮されました。しかし、重責解雇など自己の責めに帰すべき重大な理由で退職した場合の給付制限期間はこれまでどおり3か月となります。



厚生労働省リーフレット:

「失業等給付を受給される皆さまへ給付制限期間が2か月に短縮されます」より

今回は雇用保険の給付関連の変更について説明しましたが、コロナの影響が長期化する中で、退職を申し出てくる従業員や場合によっては人員の削減などの措置を取らざるを得ない状況もあるかと思います。

必要に応じて、退職後に受けられる雇用保険の給付について退職者に説明することも、退職時のトラブル防止には必要です。

会社の人事・労務管理のご相談は

大竹労務マネジメント事務所

社会保険労務士 大竹 謙一

世田谷区給田 3-34-7-203 TEL: 03-6671-2878

ご相談は、ホームページからもお受け致します。

URL: www.o-roumu.jp



令和2年分年末調整等説明会 開催中止のお知らせ

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加される皆様の安全を考慮し、例年実施していました年末調整説明会につきましては開催を中止することとしました。

ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、年末調整に関する情報については、国税庁ホームページに年末調整特集ページを作成していますので、ご不明な点等ございましたら、こちらのページをご覧ください↓

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

北沢法人会 会員の皆様へ 日本政策金融公庫からのご案内



「事業資金」のお知らせ

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）のご案内

ご融資額 2,000 万円以内
返済期間 設備 10 年、運転 7 年

ご相談は渋谷支店の担当者大川が承ります。お気軽にご相談ください。

「国の教育ローン」をご存じですか？

制度創設以来、**40年**の歴史を持つ
公的な融資制度です。

融資限度
額

お子さま1人につき / 海外留学資金の場合 /
上限 **350** 万円 上限 **450** 万円



「国の教育ローン」 3つのポイント

1

固定金利

年 **1.70%**
令和2年10月1日現在
最長 **15** 年の
長期返済

- お借入時の金利が完済まで変わらない固定金利を採用し、返済期間は、最長 15 年までと長期です。

2

ご家庭の状況
に応じた
優遇制度

- 「国の教育ローン」は、母子家庭、お子さまが3人以上の世帯などを対象に、返済期間の延長、金利の低減などの優遇制度があります。

3

(公財) 教育資金
融資保証基金
による保証

- 「国の教育ローン」では、公益財団法人教育資金融資保証基金による保証をご利用いただけます。

日本政策金融公庫 渋谷支店 国民生活事業

150-0041 東京都渋谷区神南1-21-1 日本生命ビル2-3階

Tel. 03-3464-3914



11月は個人事業税第2期分の納期です

<ご利用になれる納付方法>

口座振替

※2019年4月から、Webでも申込みを受け付けています。

クレジットカード

※インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます(税額に応じた決済手数料がかかります)。詳しくは、都税クレジットカードお支払サイトをご覧ください。

A T M
インターネット
モバイル
バンキング

※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
※ (ペイジーマーク) の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。
※ 領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください)。

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。
※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ(<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>)「税金の支払い」をご覧ください。

スマホアプリ

利用できるアプリ: PayPay LINE Pay
※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。
※領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください)。

コンビニ

※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。
※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。

窓口

金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により納税を猶予する徴収猶予の制度があります。詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

簡便な口座振替の申込はWebで!!

- 簡** ●パソコンやスマートフォンから東京都主税局の専用Webサイトにアクセスし、画面に従って必要事項を入力するだけです。https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/web_kouzafurikae.html
- 便** ●依頼書への記入や銀行印の捺印は不要です。
●11月10日までに申込みいただくと、個人事業税第2期からの口座振替が可能です。
※11日以降に申込みいただいた場合、来年度第1期からの振替となります。
- 安** ●振替日に口座振替され、納め忘れ防止につながります。



<口座振替のお問合せ先>

主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955)

※受付時間は平日9時~17時です。電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

【お問合せ先】	<課税について>	所管都税事務所の個人事業税班又は支庁
	<納税について>	所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

心のもったせしモノのご提案

村上葬祭

葬祭事業 一般家庭葬・社葬・団体葬などの企画運営
販売事業 仏壇・仏具販売・各種ギフト取扱

株式会社 ムラカミ

156-0051 世田谷区宮坂3-28-2
TEL03-3429-4874 FAX03-3420-7705
<http://www.murakami-sousai.co.jp/>

各種広告デザイン

GATT
Design

有限会社ガットデザイン

代表取締役 細井 真一

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-13-13 Y-HOUSE 201B
mobile: 090-1461-0365 e-mail: s-hosoi@tea.ocn.ne.jp

*** 《絆を結ぶ》***

絆(動物などを繋いでおく綱)・結(物理的、心理的に離れないようにする)

◆全世界的な新型コロナ渦で思うこと◆

今年初頭より新型コロナウイルス感染の影響を受け、法人会員の皆様には事業に打撃を受け、企業独自の対応策を試行錯誤されていることと思います。全世界的ないわゆるパンデミックは命を奪う脅威により各国に見えない敵との戦いを強いられ、人から人への感染が判明し、社会生活における必要不可欠なコミュニケーションの機会を奪い、従来の仕事の在り方を再考する情勢になりました。

近年のパンデミックの歴史の中では、1918年のインフルエンザが最も厳しいパンデミックと知り、私が生まれる38年前、今から100年前になります。感染者数は世界人口の1/3(当時の人口は約18億人からすると6億人)、そして約2千万人～5千万人が死を余儀なくされたようです。今回の新型コロナウイルス世界の感染者数約36,900,000人、亡くなられた方1,068,000人(いづれも10月10日現在)、世界の人口約78億人からすると、割合的には単に少ないように思いますが、人口の増加・一極集中・世界交通網が整備されている昨今、人と人との感染に対する各国の対策、現代医療の革新・体制等による対応があつてこそと思うばかりです。

◆withコロナ・ライフに思うこと◆

100年という月日が経過した流行と考える時、何かを変えなければならない転換期なのではないかと思えます。それは新型コロナウイルスによる共生、新しい生活スタイル《withコロナ》を模索する時代になったのだと思えます。そこで【不都合な真実】(米元副大統領アル・ゴア氏著)が頭を過りました。「地球のためにあなたが出来る最初の一步は、この事実を知ることだ。」現在直面している気候変動の危機は、道義的に行動を起こさなければならない明らかな警告にも関わらず、その警告を無視する方が都合がよいから…と。

地球規模に起こっている真実に目を向け意識を持ち、実践することが《withコロナ》の新ライフスタイルと思いました。その指標になるのが【SDGs】(Sustainable Development Goals) 2015年9月国連総会で採択された「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030年までのアジェンダ(行動計画)」,その採択から5年が経過し、2030年まであと10年、「誰も置き去りにしない理念」に基づき、アクションを起こす2020年元年だと思っております。



◆北沢法人会広報活動に思うこと◆

2020年4月に発行しました刷新広報誌と時期を同じくし、新型コロナウイルス感染が広がり、法人会活動・支部活動・部会活動・委員会活動の自粛を余儀なくされた状況になり、広報誌も休刊することになりました。その状況下の中、支部・部会・委員会ではリモートによる理事会・支部会議・税務研修会等の開催など、コロナ渦中ではありますが、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を利用し人と人との交流、促進にあやかり、新たな人間関係を構築する場として実践されました。

広報委員会としても正副委員長会議をリモート会議、ソーシャルディスタンス会議を行い、今後の広報誌、HP(ホームページ)リニューアル等を検討してまいりました。検討の内容の中に「新型コロナウイルス感染を疑われる状況を受けた場合の事業者の対応すべき事」として、コロナ対策で何か発信できないかという企画が上がり、北沢法人会として動画コンテンツ「コロナ対策と予防」を制作する方向で進み、北沢法人会SNSチャンネルを開設に至りました。詳細に関しては今後検討を重ねてまいりますが、コロナ渦の中、広報活動としてデジタル化へ一歩進む体制を構築していく機会と考えております。

◆広報委員会の再構築(仕組みづくり・組み合立て)について

現在、広報委員会は広報誌編集をベースとした委員会・HP分科会で構成されています。今回のSNSチャンネル開設と共にデジタル分科会を立ち上げる必要があると検討事項としています。この件に関してはこれからのデジタル化を踏まえた次世代継承への道筋になるかと思えます。また、北沢法人会としての広報の在り方を議論し、PRのアイデア発想を提案し実践する委員会にしていきたいと思えます。

法人会の理念【めざます 企業の繁栄と社会への貢献】…税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者集団である…新たなる公益社団法人北沢法人会、税のオピニオンリーダーとしての広報活動に対し、常に広報委員会を《プラスワン》、《法人会員の絆、さらに地域を結ぶ》意識を構築する仲間づくりの場にしていきたいと思えます。

今後共ご理解ご協力をお願いいたします。

参考:内閣官房ホーム:新型インフルエンザ等対策
NHKニュース防災:新型コロナウイルス世界の感染状況
不都合な真実:ランダムハウス講談社
国際連合広報センターホーム:Sustainable Development Goals

訃報

山室 貴雄 様、逝去のお知らせ。

株式会社ヤマムコ、代表取締役、山室貴雄様が、令和2年8月12日(水)逝去されました。
ここに謹んで哀悼の意を表します。

北沢法人会 広報誌第352号 ほうじん北沢 10・11月号

6・7・8・9月合併版
令和2年11月1日発行

発行所
公益社団法人 北沢法人会
〒154-0022
東京都世田谷区梅丘1-43-1
TEL.03-5450-7121
FAX.03-5450-7122

発行人: 飯野 光彦 編集委員: 金子健太郎 長沼洋一郎
広報委員長: 竹股 克之 高宮英輝 細井 眞一



適切な森林管理がなされた原料から作られた紙を使用しています。



石油系の揮発性有機化合物(VOC)を含まないインキで印刷しています。

事業のことから、年金・保険のことまで何でもご相談ください。

昭和信用金庫 サポートプラザ

完全予約制ですので、お待たせすることなく「ゆっくり、ご相談いただけます」

創業／事業資金／補助金

- **創業**を考えているのだけどわからない事だらけで誰かサポートしてくれないかな？
- 事業に使える**補助金**があるみたいだけどうちでも使えるのかな？

開催日 月曜～土曜日

時間 **【完全予約制】** 9:30～17:00 (一回60分)
①9:30～ ②11:00～ ③13:00～ ④14:30～ ⑤16:00～

場所 **シモキタフロント1階** 世田谷区北沢2-24-5 (下北沢駅東口徒歩1分)

申込方法 お近くの店舗、または昭和信用金庫営業推進部(☎0120-872-315)にお申込み下さい。なお、相談の時間帯は先着順となりますので、ご希望に添えない場合がございます。あらかじめご了承ください。
[予約受付時間：平日 9:00～17:00 まで]

相談料
無料

商店街や公共団体による各種イベントや相談会、「専門家による経営相談」も開催予定です。

法人・個人事業主様向けインターネットバンキング

社員への
給与振込
手数料が

0

円 だったなんて…

しょうわの法人向け
インターネットバンキングなら、
とってもおトクな
振込手数料です！

■契約料：無料 ■月額手数料：1,650円

サービス内容

振込サービス

残高照会

入出金明細照会

もちろん、当金庫内での
振込手数料も**0円**です！

〈世田谷エリアの店舗〉

本店 ☎(3422)6181
三軒茶屋支店 ☎(3421)6101
経堂支店 ☎(3420)4121
烏山支店 ☎(3300)1361

明大前支店 ☎(3323)0511
八幡山支店 ☎(3329)1021
池の上支店 ☎(3422)3141
下高井戸支店 ☎(3321)4155

代田橋支店 ☎(3328)0151
上北沢支店 ☎(3302)8111
桜上水支店 ☎(3329)3241

店頭に商品概要説明書をご用意しております。詳しくは、窓口または担当者におたずねください。



昭和信用金庫

令和2年3月2日現在



葬儀支援サービス



家族葬、一般葬、社葬や宗教・宗派問わず、
各地域のしきたりに合わせたご葬儀のご相談承ります

ポイント
1

葬儀費用の負担を軽減

一般的な葬儀に必要な品目（祭壇、お棺など）を「基本セット」として
首都圏平均50万円相当のものを低廉な価格でご提供いたします。

●対象者と基本セットご利用料金

※会員本人がご健在であれば何度でも使えます。

対 象 者 (ご葬儀の対象となる故人さま)	基本セットご利用料金
● 75歳未満の役員	無料
● 75歳以上の役員および役員のご家族*の方 <small>*家族とは「配偶者、子女、(役員及びその配偶者)の両親・祖父母」にあたります。</small>	24万円 (税別)

「葬儀支援サービス」をご利用されますと、「北沢法人会」の名札で**生花**または**花環**が1基提供されます。

ポイント
2

葬儀に関する不安を軽減

24時間365日、お電話1本で葬儀をご手配。

葬儀に関するお問合せや
事前相談だけでもOK!!

●全国儀式サービスコールセンター 24時間・365日対応



0120-421-493

まず始めに、「北沢法人会」とお伝えください。

ご利用の際は事前に左記の電話番号へご連絡ください。
葬儀社とのお打合せ後のご連絡ではご利用になれません。

提携葬儀社

くらしの友

くらしの友は首都圏を中心に30箇所の直営斎場を運営。高い品質、お客様満足度も高く、おすすめしている提携葬儀社です。

くらしの友互助会会員併用利用特典として
葬儀費用総額から**5万円**を差し引きます。

くらしの友互助会加入者の施行については基本セット利用無料など、儀式サービス
特典が優位となる場合を除き、基本的には互助会利用を優先するものとします。

桜新町式場



式場数	2式場	
安置室	○	
仮眠室	バス	○
	トイレ	○
駐車場	14台	

住 所 東京都世田谷区桜新町2-19-16

最寄り駅 東急田園都市線「桜新町駅」西口より 徒歩約5分

アダージョ世田谷代田



式場数	1式場	
安置室	○	
仮眠室	バス	○
	トイレ	○
駐車場	7台	

住 所 東京都世田谷区代田5-10-8

最寄り駅 小田急線「世田谷代田駅」より 徒歩約4分
京王井の頭線「新代田駅」より 徒歩約7分

※記載の斎場のほか、自宅・集会所・町内会館・寺院斎場でもご利用可能です。

葬儀支援サービス制度の詳細や全国の加盟葬儀社・斎場検索は、[全国儀式サービスのホームページ](#)をご覧ください。

全国儀式サービス

検索

制度の詳細閲覧にはパスワードが必要です。

ユーザー名: **gishiki** パスワード: **kitazawa_hou**